

事務連絡  
平成23年9月9日

地方厚生(支)局医療課  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

平成23年台風12号に関する診療報酬等の請求の取扱いについて

平成23年台風12号による被災に関する診療報酬等の請求の事務については、下記のとおり取扱うこととするので、貴管下関係団体への周知徹底を図るようよろしくお願ひしたい。

記

平成23年8月診療分(9月請求分)に係る診療報酬請求書等の提出期限については、三重県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び岡山県の災害救助法の適用地域に所在する保険医療機関等に限り、平成23年9月14日とすること。

また、この提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出するものであること。